(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市民間建築物屋上・壁面緑化助成事業補助金交付要綱(平成18年7月10日制定。以下「要綱」という。)の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の基準)

- 第2条 要綱第2条に定める補助対象事業の基準は、次の各号によるものとする。
 - (1) 緑化面積の算出は、屋上緑化については植栽基盤面積によるものとし、壁面緑化についてはフェンス等補助資材の設置面積によるものとする。ただし、いずれの場合も、植物が重なっている部分の面積は重複して計上できないものとする。
 - (2) 壁面緑化事業の植栽本数は、樹木(ノウゼンカズラ、カロライナジャスミンなど)の場合は、1メートル当たり1~2本、つる性植物等(ツタ類、トケイソウなど)の場合は、1メートル当たり2~3本以上とする。

(補助対象経費の基準)

- 第3条 要綱第4条に定める補助対象経費の基準は、次の各号によるものとする。
 - (1) 池、灯篭、石組みなど修景施設の設置に要する経費は補助対象としない。
 - (2) 草花、野菜などの購入費は補助対象としない。
 - (3) 壁面緑化事業の場合は、プランター又はユニットの設置に要する経費も補助対象とする。
 - (4) 壁面緑化事業の場合は、必ずフェンスなど補助資材を使用するものとし、直接、壁面に 植物を付着させるものは補助対象としない。

(交付申請時の添付書類)

- 第4条 鹿児島市補助金等交付規則(平成9年規則第10号。以下「規則」という。)第4条 第1項第2号に規定する書類は、補助対象経費の見積書とする。
- 2 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 位置図
 - (2) 緑化計画平面図及び断面図
 - (3) 着工前の写真
 - (4) 屋上緑化事業にあっては積載荷重計算書
 - (5) 市税納税証明書

(実績報告時の添付書類)

- 第5条 規則第14条第2号に規定する書類は、工事費の請求書の写しとする。
- 2 規則第14条第3号に規定する書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 工事完了写真
 - (2) 緑化竣工図

付 則

この要領は、平成18年7月10日から施行する。